

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都羽村市緑ヶ丘三丁目3番地7

氏名 株式会社大進緑建
代表取締役 森尻 潤

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 5年 6月17日

許可の有効年月日 令和10年 6月16日

1 事業の範囲

- (1) 業の区分：処分（中間処理）
(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類
破砕：木くず

(以上1種類)

2 事業の用に供する施設

施設の所在地：東京都羽村市緑ヶ丘三丁目6番4

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破砕	木くず	38.2t/日	—	平成25年3月25日	産施第10041号	平成25年2月25日

3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として8時から18時までとする。
(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
(3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 25年 6月 17日 新規許可
令和 5年 6月 17日 更新許可 第2回

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

